

議案第 59 号

太宰府市税条例の一部を改正する条例について

上記について、別案のとおり改正する。

令和2年12月 2日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の公布に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市税条例の一部を改正する条例

〔令和 年 月 日〕
〔条 例 第 号〕

太宰府市税条例（昭和39年条例第162号）の一部を次のように改正する。

第54条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第74条の2の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の太宰府市税条例（以下「新条例」という。）第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

2 新条例第74条の3の規定は、令和3年1月1日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。